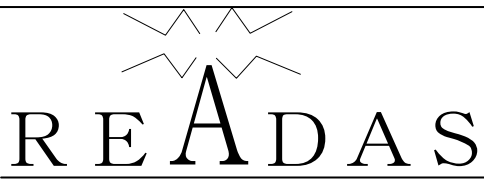


第 4476 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 5月 2日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 業績悪化が不可避と認められる場合の役員給与改定

**Q**：当社の大口得意先が1回目の手形の不渡りを出しました。当社との取引が縮小するものと思われるので役員給与を下げたいと思います。認められるでしょうか？

**A**：経営改善計画を策定し、取締役会で役員給与の減額決議をすれば認められるでしょう。

### 【解説】

役員給与は、業績悪化事由に該当しない場合に改定しますと、損金算入できなくなる金額が発生します。

業績悪化事由とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいい、通常は、売上や経常利益などの経営上の数値的指標がすでに悪化していることが多いのですが、ご質問のように、主要取引先が手形の不渡りを出したという客観的な状況があり、今後著しく悪化することが不可避であると認められるような場合もこれに該当するものと考えられます。したがって、こうした場合には、役員給与の引下げが認められるものと思われませんが、この場合には会社経営上の数値的指標の著しい悪化が不可避と判断される客観的な状況としてどのような事情があったのか、経営改善策を講じなかった場合のこれらの指標を改善するために具体的にどのような計画を策定したのかといったことを説明できるようにしておかなければなりません。なお、客観的な状況がない単なる将来の見込みによる減額は、言うまでもなく認められません。

